

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.25以上100分の318.75以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の150.25以上100分の378.75以下</u>）</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の114.75以上100分の126.25未満</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の135.75以上100分の150.25未満</u>）</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の103.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の123.25</u>）</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の94.75以下</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の113.75以下</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88.75以上100分の266.25以下</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の127.5以上100分の322.5以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の151.5以上100分の382.5以下</u>）</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の116以上100分の127.5未満</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の137以上100分の151.5未満</u>）</p> <p>ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の104.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の124.5</u>）</p> <p>エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の96以下</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115以下</u>）</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する特定任期付職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</p> <p>ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の90以上100分の270以下</u></p>

- イ 勤務成績が良好な職員 100分の78.75
- ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の72.25以下

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.25超（特定管理職員にあっては、100分の61.25超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の51.25未満（特定管理職員にあっては、100分の61.25未満）

2 略

別表第1（第5条の2、第5条の4関係）

職	割合
略	
略 東京事務所長 サイバー・情報管理局長 <u>人身安全統括監</u> 高松南警察署長	略
略	
略 大阪事務所長 長尾土木事務所長	略
略	
略	

附 則

- イ 勤務成績が良好な職員 100分の80
- ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の73.5以下

2 略

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.5超（特定管理職員にあっては、100分の62.5超）
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の52.5未満（特定管理職員にあっては、100分の62.5未満）

2 略

別表第1（第5条の2、第5条の4関係）

職	割合
略	
略 東京事務所長 <u>地域監</u> サイバー・情報管理局長 高松南警察署長	100分の20
略	
略 大阪事務所長 <u>農場試験場長</u> 長尾土木事務所長	100分の10
略	
略	

この規則は、令和8年4月1日から施行する。